

## 平成16年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 繰入金	1895万4千円	376万3千円	1519万1千円
2 繰越金	2888万9千円	21億4396万7千円	△ 21億1507万8千円
3 諸収入	8億9628万6千円	17億2084万9千円	△ 8億2456万3千円
歳入合計	9億4412万9千円	38億6857万9千円	△ 29億2445万円

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 小規模企業者等設備導入資金	9億4412万9千円	38億6857万9千円	△ 29億2445万円
歳出合計	9億4412万9千円	38億6857万9千円	△ 29億2445万円

## 平成16年度長野県農業改良資金特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	12億1788万8千円	6億8610万3千円	5億3178万5千円
2 業務勘定収入	970万9千円	1081万3千円	△ 110万4千円
3 予備費勘定収入	182万3千円	174万4千円	7万9千円
歳入合計	12億2942万円	6億9866万円	5億3076万円

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 農業改良資金	12億2942万円	6億9866万円	5億3076万円
歳出合計	12億2942万円	6億9866万円	5億3076万円

## 2 地方債

農業改良資金貸付金 限度額 1億3200万円

## 平成16年度長野県漁業改善資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	4000万円	4000万円	0円
2 予備費勘定収入	505万円	504万7千円	3千円
歳入合計	4505万円	4504万7千円	3千円

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 漁業改善資金	4505万円	4504万7千円	3千円
歳出合計	4505万円	4504万7千円	3千円

## 平成16年度長野県営林経営費特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 国庫支出金	6603万9千円	1億831万2千円	△ 4227万3千円
2 財産収入	1080万3千円	2353万5千円	△ 1273万2千円
3 繰入金	2億4781万円	3億4395万5千円	△ 9614万5千円
4 繰越金	837万4千円	734万9千円	102万5千円
5 諸収入	3235万1千円	3103万2千円	131万9千円
6 県債	6700万円	6800万円	△ 100万円
歳入合計	4億3237万7千円	5億8218万3千円	△ 1億4980万6千円

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 県営林経営費	4億3237万7千円	5億8218万3千円	△ 1億4980万6千円
歳出合計	4億3237万7千円	5億8218万3千円	△ 1億4980万6千円

## 2 地方債

県営林造林事業費	限度額	6700万円
----------	-----	--------

## 平成16年度長野県林業改善資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	4億3288万7千円	2億8225万1千円	1億5063万6千円
2 業務勘定収入	406万5千円	415万9千円	△ 9万4千円
歳入合計	4億3695万2千円	2億8641万円	1億5054万2千円

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 林業改善資金	4億3406万5千円	2億8415万9千円	1億4990万6千円
2 林業就業促進資金	288万7千円	225万1千円	63万6千円
歳出合計	4億3695万2千円	2億8641万円	1億5054万2千円

## 平成16年度長野県流域下水道事業費特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 負担金	47億5887万9千円	55億817万5千円	△ 7億4929万6千円
2 国庫支出金	30億7160万円	39億3400万円	△ 8億6240万円
3 繰入金	19億559万4千円	27億3971万4千円	△ 8億3412万円

4 諸 収 入	931 万 2 千 円	1155 万 8 千 円	△	224 万 6 千 円
5 県 債	20 億 500 万 円	14 億 1300 万 円		5 億 9200 万 円
歳 入 合 計	117 億 5038 万 5 千 円	136 億 644 万 7 千 円	△	18 億 5606 万 2 千 円

## (2) 歳 出

款	本年度	前年度		比較
1 流域下水道事業費	89 億 7679 万 1 千 円	110 億 73 万 8 千 円	△	20 億 2394 万 7 千 円
2 公 債 費	27 億 7359 万 4 千 円	26 億 570 万 9 千 円		1 億 6788 万 5 千 円
歳 出 合 計	117 億 5038 万 5 千 円	136 億 644 万 7 千 円	△	18 億 5606 万 2 千 円

## 2 債務負担行為

流域下水道事業	限度額	20 億 5630 万 円
---------	-----	---------------

## 3 地方債

流域下水道事業費	限度額	20 億 500 万 円
----------	-----	--------------

## 平成16年度長野県企業特別会計予算

会 計 名	本年度	前年度		比較
病院事業会計	227 億 1346 万 7 千 円	222 億 4829 万 3 千 円		4 億 6517 万 4 千 円
電気事業会計	51 億 455 万 4 千 円	56 億 6046 万 2 千 円	△	5 億 5590 万 8 千 円
ガス事業会計	65 億 3736 万 5 千 円	67 億 6119 万 7 千 円	△	2 億 2383 万 2 千 円
水道事業会計	85 億 3495 万 円	90 億 8310 万 6 千 円	△	5 億 4815 万 6 千 円
観光施設事業会計	5131 万 3 千 円	7 億 8593 万 1 千 円	△	7 億 3461 万 8 千 円
合 計	429 億 4164 万 9 千 円	445 億 3898 万 9 千 円	△	15 億 9734 万 円

財政改革チーム

## 長野県告示第220号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の佐久市の項の次に次のように加える。

東御市	付表の東御市の項の1の地域	付表の東御市の項の2の地域	付表の東御市の項の3の地域	付表の東御市の項の4の地域
-----	---------------	---------------	---------------	---------------

第1表の小県郡東部町の項を削り、同表の付表の更埴市の項の次に次のように加える。

東御市	1	東御市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 県道真田東部線、国道18号、市道田中182号線及び市道称津624号線に囲まれた地域（国道18号の市道田中182号線との交差点から県道真田東部線との交差点までの北側100メートルまでの地域を除く。） イ 県道東部望月線、田中宇城之前と字善福寺の字界線、しなの鉄道線及び県道丸子北御牧東部線に囲まれた地域 ウ 西川、海善寺字上権田と字下権田及び字上権田の字西寺坂の各字界線、金原川及び国道18号に囲まれた地域（国道
-----	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	18号の金原川との交点から西川との交点までの北側100メートルまでの地域を除く。)
2	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 県道大屋停車場田沢線、市道県東深井線、西川及び国道18号に囲まれた地域（国道18号の県道大屋停車場田沢線との交差点から西川との交点までの北側100メートルまでの地域を除く。）</p> <p>イ 上田市との市界線、しなの鉄道線、金原川、千曲川堤防及び市道田中西海野線に囲まれた地域並びに市道田中西海野線の千曲川との交点から上田市との市界線との交点までの南側100メートルまでの地域</p> <p>ウ 県道丸子東部インター線、しなの鉄道線、三分川、国道18号、県道東部望月線及び市道田中50号線に囲まれた地域</p> <p>エ 市立和小学校、市立祐津小学校、祐津診療所及び市立滋野小学校の各敷地とそれぞれの周囲50メートルまでの地域</p> <p>オ 国道18号、県道丸子東部インター線、県道東部望月線、所沢川、加沢字畑中と字舟久保及び字畑中と字天神前の各字界線、市道田中171号線、市道常田桜井線、市道田中178号線、市道田中182号線、市道金井片羽線及び市道常田桜井線に囲まれた地域（国道18号の市道田中182号線との交差点から市道常田新張線との交差点までの北側100メートルまでの地域を除く。）並びに国道18号、市道常田新張線、市道町民広場線、市道祐津354号線、常田字コロゾイと字薬師の字界線、市道県東中線、市道田中57号線、市道祐津345号線、市道県祐津線、市道県東上田線、市道田中225号線、市道田中262号線、市道県東深井線及び三分川に囲まれた地域</p> <p>カ 金原川、市道本海野田沢線、市道328号線、市道236号線、海善寺排水路、市道県東深井線、海善寺と本海野の大字界線、三分川及び国道18号に囲まれた地域（国道18号の金原川との交点から三分川との交点までの北側100メートルまでの地域を除く。）</p>
3	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 上田市との市界線、国道18号、三分川及びしなの鉄道線に囲まれた地域並びに国道18号の上田市との市界線との交点から三分川との交点までの北側100メートルまでの地域</p> <p>イ 国道18号、市道長久寺線、県道東部望月線、県道丸子北御牧東部線、しなの鉄道線、県道丸子東部インター線、市道六反田長町線及び県道東部望月線に囲まれた地域</p> <p>ウ 国道18号、市道田中178号線、市道常田桜井線、県道東御婦恋線、市道赤岩原口線及び小諸市との市界線に囲まれた地域並びに国道18号の市道常田新張線との交点から小諸市との市界線との交点までの北側100メートルまでの地域（2のエの地域に含まれる地域を除く。）</p>
4	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 県道丸子東部インター線、しなの鉄道線、県道丸子北御牧東部線及び千曲川堤防に囲まれた地域</p> <p>イ 市道常田桜井線、滋野字東上原と字西上原及び字東上原と字ドブの各字界線、字新田前と字ドブ及び字新田前と字水渡の各字界線、字床付と字水渡の字界線、桜沢川、しなの鉄道線並びに市道田中171号線に囲まれた地域</p>

第1表の付表の小県郡東部町の項を削る。

第3表の佐久市の項の次に次のように加える。

東御市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の東御市の項の1の地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の東御市の項の2の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の東御市の項の3の地域
-----	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

第3表の小県郡東部町の項を削り、同表の付表の更埴市の項の次に次のように加える。

東御市	1	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 加沢字善福寺の一部 字瀬下の一部</p> <p>イ 鞍掛字中原の一部 字上平の一部 字下平の一部</p> <p>ウ 祐津字油田の一部 字加沢久保の一部 字下金山の一部</p> <p>エ 和字東成沢の一部 字西成沢の一部 字若宮の一部 字前田の一部 字蛇川原の一部</p> <p>オ 海善寺字下権田の一部 上権田の一部 字西寺坂の一部 字滋野鎮の一部 字日向が丘の一部</p>
	2	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 加沢字東原の一部 字西沖の一部 字屋丁の一部 字宮ノ反の一部 字舟久保の一部 字久保田の一部</p> <p>イ 県字夏目田の一部 字針ノ木沢の一部 字山道の一部 字久保田の一部 字前田の一部 字西前田の一部</p> <p>ウ 本海野字川原の一部 字下川原の一部 字南屋敷の一部</p> <p>エ 和字下曾利の一部 字王田の一部 字臣村の一部 字丸山の一部 字月夜平の一部</p> <p>オ 海善寺字中寺坂の一部 字立石の一部 字砂原の一部 字中島の一部 字東裏の一部</p>
	3	<p>東御市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 田中字中田の一部 字八名ノ上の一部</p> <p>イ 滋野字牧家の一部 字床村の一部 字水渡の一部 字細田の一部 字桜沢の一部 字厚際の一部 字室蔵坊の一部</p>

第3表の付表の小県郡東部町の項を削る。

公害課

長野県告示第221号

昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

第1表中 「小県郡東部町」を「東御市」に、「小県郡東部町の」を「東御市の」に改め、同表の付表の小県郡東部町の項を次のように改める。

東御市	1	東御市の地域のうち、次に掲げる地域 ア しなの鉄道線、金原川、千曲川堤防、市道田中西海野線の南側100メートルの線、千曲川堤防、上田市との市界線、国道18号の北側100メートルの線、県道大屋停車場田沢場線、市道県東深井線、西川、海善寺字下権田と字上権田及び字西寺坂の字界線、市道本海野田沢線、市道328号線、市道236号線、海善寺排水路、市道県東深井線、市道本海野田沢線、海善寺字大門田と本海野字長繩手の字界線、三分川、市道県東深井線、市道田中225号線、市道田中262号線、市道県東上田線、市道県津津線、市道津津345号線、市道田中57号線、市道県東中線、常田字コロゾイと字薬師の字界線、市道町民広場線、市道津津354号線、市道金井片羽線、市道田中182号線、市道津津624号線、県道真田東部線、国道18号の北側100メートルの線、市立滋野小学校の敷地境界線から外側50メートルの線、国道18号の北側100メートルの線、小諸市との市界線、市道赤岩原口線、県道東部嬬恋線、市道常田桜井線、市道田中171号線、加沢字畑中字天神前と字舟久保の字界線、所沢川、県道東部望月線並びに田中字城の前と字善福寺の字界線に囲まれた地域 イ 市立和小学校、市立津津小学校及び津津診療所の各敷地とそれぞれの周囲50メートルまでの地域
	2	東御市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 県道丸子東部インター線、しなの鉄道線、県道丸子北御牧東部線及び千曲川堤防に囲まれた地域 イ 市道常田桜井線、滋野字東上原と字西上原及び字ドブの字界線、滋野字新田前及び字床付と字ドブ及び字水渡の字界線、桜沢川、しなの鉄道線並びに市道田中171号線に囲まれた地域

公害課

長野県告示第222号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

本則の表のAの項中

北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域
小県郡丸子町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
小県郡東部町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の小県郡東部町の項の地域

を

東御市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の東御市の項の地域
北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域
小県郡丸子町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

に改め、同表のBの項中

北佐久郡軽井沢町	第一種住居地域 付表の北佐久郡軽井沢町の項の地域
小県郡丸子町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小県郡丸子町1の項の地域
小県郡東部町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域

を

東御市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
北佐久郡軽井沢町	第一種住居地域 付表の北佐久郡軽井沢町の項の地域
小県郡丸子町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小県郡丸子町1の項の地域

に改め、同表のCの項中

北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域
小県郡丸子町	近隣商業地域 準工業地域 工業地域 付表の小県郡丸子町2の項の地域
小県郡東部町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

を

東御市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域
小県郡丸子町	近隣商業地域 準工業地域 工業地域 付表の小県郡丸子町2の項の地域

に改め、同表の付表の佐久市の項の次に次のように加

える。

東御市	東御市のうち、次に掲げる地域 ア 加沢字善福寺の一部 字若宮の一部 字日向の一部 字瀬下の一部 イ 田中字東五町の一部 ウ 滋野字横久根の一部 字赤岩裏の一部 字清水上の一部 字野地の一部 字小豆田の一部 字二反田の一部 字大庭脇の一部 字久添浜の一部 字大ノ田 字池下の一部 字天神の一部 字蔵ノ脇の一部 字西村の一部 字東村 字小山の一部 字寺山の一部 字宝蔵坊の一部 字地蔵の一部 字羽毛田 字羽場の一部 字西沢 字前田 字金山の一部 字釣畑の一部 字西畑の一部 字宮平の一部 字金子の一部 字外城の一部 字原の一部 字有津倉の一部 字大石の一部 字西前田の一部 字竹花の一部 字中沢の一部 字西原地の一部 字真王の一部 字柄豆の一部 字東原地の一部 字庄司館の一部 字鈴ノ免の一部 字八幡の一部 字稲荷の一部 字反り地の一部 字白木の一部 字唐沢の一部 字東高石の一部 字高石の一部 字古住の一部 字元清水の一部 字柳原の一部 字利根川の一部 字西反の一部 エ 新張字舞台の一部 字角面の一部 字寺家の一部 字清水尻の一部 字滋野の一部 字下糖割の一部 字下利根川の一部 字新屋敷の一部 字下原の一部 オ 鞍掛字原田の一部 字中田の一部 字刺田の一部 字上平の一部 字七石の一部 字下平の一部 字上原の一部 カ 新屋字七ツ石の一部 字小申田の一部 字清水田の一部 字菴丁田の一部 字沢田の一部 字六反田の一部 字ヨコマクリの一部 字屋ワラ田の一部 字孫多田の一部 キ 柵津字下金山の一部 字塚原の一部 字加沢久保の一部 字十二平の一部 字京ヶ崎の一部 字山道 字新田 字油田の一部 字五輪原の一部 字桜畑の一部 字町通の一部 字角屋の一部 字金井小路の一部 字宮川の一部 字横町 字古見立の一部 字清水田の一部 字七石の一部 字下宿の一部 字塚久保の一部 字城前の一部 字立町の一部 字上ノ山の一部 字宮ノ入の一部 字上ノ屋敷の一部 字西飼戸田の一部 字御西の一部 字前屋敷の一部 字大田の一部 字山越の一部 ク 和字今井の一部 字屋敷の一部 字堂裏の一部 字唐沢の一部 字宮西の一部 字横堰の一部 字若宮の一部 字前田の一部 字東成沢の一部 字西成沢の一部 字西曾根の一部 字王墳の一部 字王三田の一部 字大川の一部 字中原の一部 字上中原の一部 字山根の一部 字西原の一部 字成沢の一部 字前原の一部 字日向の一部 字越巻の一部 字下畦の一部 字左口の一部 字南田の一部 字日陰の一部 字上砂川原の一部 字堀込の一部 字涌井戸の一部 字薬師堂の一部 字松ノ木の一部 字中井の一部 字砂川原口の一部 字馬除の一部 字宮田の一部 字辻田の一部 字大平石の一部 字入田の一部 字諸田の一部 字釜村田の一部 字沖田の一部 字中通の一部 字弁天通の一部 字野行田の一部 字蛇川原の一部 字宮際の一部 字井高の一部 字曾利田の一部 字古賀礼の一部 ケ 海善寺字上権田の一部
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本則の付表の小県郡東部町の項を削る。

公害課

長野県告示第223号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。  
平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	撤回日
草深外科医院	長野市若里1丁目10番17号	平成16年3月18日

医務課

長野県告示第224号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

第3条に次の1号を加える。

(6) 再生支援資金

第6条第1項中「制度融資」の次に「(短期資金及び再生支援資金を除く。)」を加え、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を削り、同条に次の1項を加える。

3 再生支援資金の貸付けを受けようとする者は、融資あつせん申込書に別に定める書類を添えて財団法人長野県中小企業振興公社企業再生支援センター（以下「企業再生支援センター」という。）所長を経由して知事に提出するものとする。

第11条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、第3条第6号に掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会等に交付することがある。

第11条に次の1項を加える。

5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

別表の創業支援資金の項中「で1,500万円」を「が2,500万円の範囲内で別に定める額」に改め、同表の新事業活性化資金の項中

「  
4 既存事業を譲り受け、当該事業により事業の拡大を行おうとする者  
」を  
「  
4 既存事業を譲り受け、当該事業により事業の拡大を行おうとする者  
5 特許権等を取得しようとする者  
」に、

「  
所要資金の80パーセント以内の額とし、中小企業者及び小規模企業者  
5,000万円  
中小企業団体等  
7,000万円  
ただし、知事が特に認めるものについては、1億5,000万円の範囲で別に定めるものとする  
」  
を  
「  
所要資金の80パーセント以内の額とし、  
1億円  
ただし、知事が特に認めるものについては、  
1億5,000万円  
」  
に改め、同表に次のよう

に加える。

再生支援資金	企業再生支援センターの再生計画策定支援を受け、当該再生計画に基づき事業を行う中小企業者等であつて、売掛債権を担保とした保証を利用する者	運転資金	—	5,000万円	年1.80%	—	—	1年以内	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け
--------	---------------------------------------------------------------------	------	---	---------	--------	---	---	------	---	-----------------	----------------------------	----------------------------	-------

産業振興課